

送付31-10 （仮称）四番町公共施設整備を慎重に進めることを求める陳情

○永田委員長 続きまして、（仮称）四番町公共施設整備を慎重に進めることを求める陳情についてです。

陳情書の朗読は省略でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、本陳情書につきまして、執行機関から情報提供はございますか。

○大塚副参事（特命担当） それでは、陳情の趣旨1）から4）について、ご説明申し上げます。

1）の耐震性を含む安全性の問題につきましては、お手元配付の参考資料をごらんいただきたいと思います。耐震性、それから積載荷重の検討においても、建物の危険性が解消されるように図っているところでございます。来年4月1日の仮施設使用開始後も、利用者の安全対策につきましては、区としては万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

2）の仮施設で取り扱う資料についてでございますが、利用率の高い資料、児童書、小説、文庫及び四番町図書館にしかない資料を中心に、蔵書の3分の1程度の約3万点を仮施設へ移転する予定となっております。利用率の低い資料、随時刊行されるような資料及び他の図書館も蔵書している資料など、約8万点については、民間倉庫を借り上げて保管する予定となっております。

3点目の現図書館の耐震強度でございますが、現施設は1986年竣工の建物で、いわゆる新耐震基準が適用されており、基準に沿った強度を確保しております。

4点目の、現在の住宅に高齢者を中心とする方々がお住まいで、その方々が建てかえに伴う移転についてご理解を示されているのかというご指摘でございますが、環境まちづくり部住宅課は、住民説明会を3回実施するとともに、さらに個別対応等も丁寧に行い、建てかえによる公共施設整備にご理解をいただけるよう努めていると伺っております。四番町図書館が地域の多くの皆様にご利用いただいていることに鑑み、仮施設への移転準備作業を着実に進め、（仮称）四番町公共施設整備期間中も、仮施設において、継続して区民の皆様へサービスが提供できるよう、図ってまいります。

以上でございます。

○永田委員長 はい。委員の皆さんから執行機関に対して、この陳情書について確認したい事項はございますでしょうか。

○牛尾副委員長 幾つかあるんですけども、まず、1）について、耐震性の問題もあるんですけど、その結果に対する判断内容について、住民にわかるように説明してくださいという要望があるんですけども、ここについては、何か説明を行う、もしくは、もう行ったというような認識はあるんですか。

○大塚副参事（特命担当） 説明でございますが、先般の早期周知条例に基づく説明会の際に、耐震性についてのご指摘、ご質問がございました。その際に施設経営課長よりこちらの参考資料を配付いたしておりますが、これに基づくご説明がありました。一部、十分な理解が得られていなかった点があったやもしれませんが、こういったご指摘、ご質問が区民の皆様から寄せられたときには、丁寧にご説明をしてまいりたいと考えております。

○牛尾副委員長 次に、本を移した後、先日の委員会の報告で、工事に入ると。現地のね、

四番町図書館。解体ですか。とおっしゃいましたけど、具体的に、本を移した後、どのような工事を行う予定なんですか。

○大塚副参事（特命担当） まだ詳細まで詳しくご説明できませんが、まず、一旦、こん包をして、仮施設のほうに移す。（発言する者あり）あ、工事。工事につきましては、すぐに躯体本体のほうの解体には入りませんが、後の整理、それから、内装関係を中心に工事に入っていくと伺っております。

○牛尾副委員長 それは、もう、すぐに行わなければいけないというものなのかどうか。いかがですか。

○大塚副参事（特命担当） 段階的に、移転後は進めてまいるという予定になっております。

○牛尾副委員長 要するに、すぐに行わなければ絶対にいけないものなのかどうかというところなんですが、いかがですか。

○大塚副参事（特命担当） 計画的に行うには、移転後、一部、すぐに着手していかなければならないと考えております。

○牛尾副委員長 要するに、この4)でも、居住者の皆さんが理解されているのですかということもあるわけじゃないですか。で、実際、理解されていない。移転はまだできないという居住者の方も残されているということもありますし。そういう方から見ると、区と、十分な移転に対する説明、合意はされていないというもとで、工事に入ってしまうと。簡単な工事で、あれよ。工事に入ってしまうとなると、やっぱり区は強引に進めるのかと。うちの意見なんか無視して進めるのかというふうな、逆に反発を生みかねない事態になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺の考えというのはなかったんですかね。

○大塚副参事（特命担当） 繰り返しの答弁になりますが、住宅課所管、区といたしましては、この公共施設整備計画をご理解いただけるように、住宅にお住まいの皆様にも、個別も含めて、丁寧に説明をし、ご理解をいただけるように、今、鋭意努めているところでございます。

○牛尾副委員長 そういうことを言っているわけじゃなくて、要するに、合意を得ようと努力しているわけでしょ。しているわけじゃないですか。まあ、もちろん、ねえ、住宅課のほうの方々のお仕事になると思うんですけれども。そういった合意を進めている努力をしている中で、もう工事を始めちゃうということは、住民の方から何度か話し合いを続けているのに、工事を始めちゃうのかと。うちの意見は無視してやっちゃうのかというふうなことに捉えられるんじゃないですかと。やっぱり合意が得られるまでは、様子を見る必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういう考えはないんですかね。（「所管が違うから……」と呼ぶ者あり）うん。

○大塚副参事（特命担当） 区といたしましても、きちんと計画の説明をし、必ずしも強引には、進めるといふ、今までも取り組みではないと認識しております。また、図書館につきましても、非常に四番町図書館は地域の皆様にご利用いただいている、特に区民の方の利用者が高い図書館でございますので、私どもとしては、きっちりと準備を進めて、継続してサービスができるように図ってまいりたいと考えております。

○牛尾副委員長 何か、話が違うんだよな。

送付31-10 （仮称）四番町公共施設整備を慎重に進めることを求める陳情

その四番町図書館を今後、サービスを続けるようにという点では、仮図書館でやるという話ではないですか。じゃなくて、その後、工事に入るわけでしょ。解体のね。そのこと自身が住民の方から反発を招くんじゃないですかと。そうなると、さらに、合意を進めていく話し合いというのが難しくなっていくんじゃないですかということね、ちょっと、所管、答えられる所管じゃないかもしれませんが、そういった懸念はないですかということなんですよね。うん。そこの認識を言っているわけで。まあ、それはね。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまご指摘の点につきましては、さきの決算特別委員会の中でもさまざまな理事者が答弁してございますが、これまでも、区議会の中でも繰り返し、この四番町の公共施設についてのご議論は賜ってきたという認識でございまして、その中でさまざまなご意見はいただきましたけれども、現時点ではこの公共施設の改築に向けての一定の合意がなされたものというふうに認識をしております。

そして、ただいま副委員長がご指摘いただきましたご懸念、ご意見に対しましては、今後もきめ細かくご意見を伺い、またご説明をする中で、理解をいただくように努めてまいりますので、ご理解を賜ればと思います。

○牛尾副委員長 ちょっと、これ以上この問題をやっても、同じ話になると思うんですけども。

あとは、残りの8万冊についての行き先について明らかにしてくださいと。これは民間の事業者を利用して、倉庫を利用する、と。で、3万冊については利用率の高いものを残しますけど、中には、そのほかのものも、ほかの図書館にあるものだったらいいですけど、四番町にしか置いていないもので利用率が低いものもあると思うんですよね。そういったものを借りたいとなった場合に、これはちょっと、先日の委員会もお話がありましたけど、これはすぐ借りれるような体制をとるのかどうか。そこはいかがですか。大丈夫ですか。

○大塚副参事（特命担当） 一旦ですね、今の副委員長のご質問でございますが、すぐにと、リアルタイムにというわけにはなかなかまいりませんが、委員会でも申しましたように、そういったご要望にもお応えできるように検討してまいりたいと思います。

○小川文化スポーツ担当部長 特に、今ご指摘いただいたのは、四番町にしかない蔵書についての取り扱いということでございます。四番町にしかない本につきましては、基本的に、ほかの場所に持っていくのではなくて、現地にとどめておくと。で、この民間の倉庫に預ける予定となっている8万冊につきましては、基本的にほかの図書館から調達が可能なもの、それと雑誌類ですね、かなり、こう、期限が過ぎてしまったようなものであったり、そうしたものについて、倉庫に保管をしておくということでございます。

○永田委員長 はい。

ほかに。

○たかざわ委員 この8万冊の行方、民間の倉庫を借りるということですけども、もう、大体、場所はめどがついているんですか。

○大塚副参事（特命担当） 業者については、入札によりまして11月下旬に決まったところでございます。で、一応、都内のほうで倉庫に保管するというところで、間もなく、正確にどこの倉庫という形が明らかになる予定でございます。

○たかざわ委員 それでは、入札はしたけど、まだそれは発表できる段階ではないという

こと。そういう認識でよろしいですね。

○大塚副参事（特命担当） ええ。予定地は決まっておりますが、確定、きちんと整理ができた段階で明らかに、公表したいと考えております。

○たかざわ委員 わかりました。では、わかり次第、こちらの陳情にもありますが、明らかにしてくださいということですから、それはもうじき出るということ。

それと、もう一つ。先ほど部長のほうの答弁で、決算特別委員会でやりとりがありましたというお話がありましたね。施設経営課のほうで、いろいろな数字、例えば、この参考資料のほうにも出ているんですが、1,200キロがどうのこうの云々という話。それ、やりとりをする中でも、かみ合っていないところって、たくさんありました。図書館ってこういうものじゃなきゃいけないんだと凝り固まった方もいましたし、民間のところ、事務所使用で借りるんだからという説明をしても、なかなか理解されなかった。やりとりが全然かみ合わなかったというところがあったかと思います。民間——近隣の方にも、きちんとその辺はわかるように、質問があればということじゃなくて、ちゃんとお説明したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。なかなか難しいよ、これ。

○小川文化スポーツ担当部長 若干所管外のお話ではございますけれども、ご疑念に対してはきちんと丁寧に説明をしていくということでございます。

それで、前回、説明会を行った際に、さらにその疑義があるといった方がもしいらっしゃるのであれば、きちんと所管課を通じまして、丁寧に説明をしてみたいと考えてございます。

○たかざわ委員 それと、まあ、ここでは聞く、答弁者がいないんだと思うんですけども、この住宅のほうですね。何軒とまだ合意ができていなくて、今どういう話になっているのかというのは、それは答えられないよね。だめか。

○大塚副参事（特命担当） はい。やはり、まだ個別に数世帯の方とですね……

○たかざわ委員 何軒。

○大塚副参事（特命担当） そこは、申しわけございません。そこまで、詳細は、確認はとれておりません。（発言する者多数あり）

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 いい、いい。

○たかざわ委員 いいですよ。

○河合委員 はい。まあ、たかざわ委員と同じような質問になってしまうんですけど、2棟を1棟にするということで議会でも承認を得て、なかなか最初のボタンのかけ違いがあって、難しいところから出発した、この事案なんですけども。

この陳情の趣旨のところ、「建設計画の説明の中で簡単な質問に応えた程度で、それ以外に住民への説明はほとんどないような状況」だと、この陳情者は陳情で述べているんですけども、その辺の認識というのは、執行機関はどのように今考えているのでしょうか。

○小池子ども施設課長 子ども部として回答いたしますが、この件に関しては、10月10日の早期周知条例のご説明会のときにも、そういった丁寧さが足りないだとか、計画そのものに関してのご意見が多数ございました。その点に関しまして私どもご説明申し上げましたのは、これまでもなんですけれども、議会においても特別委員会が設置されて、2

送付31-10 （仮称）四番町公共施設整備を慎重に進めることを求める陳情

年間にわたりまして、1棟案であるとか2棟案であるとか一括整備であるとかといったことのご説明をし、それから、陳情審査という形でご説明をしていたという経緯がございます。

で、今後ということなんですけども、そうはいいまして、これからも丁寧に、それぞれ、お住まいの方であつたり、それから利用者の方々、近隣の方々といった、それぞれのご事情に応じて丁寧に対応していきたいということで、その、という体制で考えてございます。

○河合委員 まあ、一生懸命やっただいていただいているとは思いますが、こういう意見が出てくるといことは、引き続きこの辺は丁寧にお願いをしたいと思っています。

それと、所管が違つて答弁できないと思いますけども、まだ移転に反対の方がいらつしゃるといった場合に、この来年の4月から解体工事等を始めていくというのは、その動向によっては若干スケジュールが狂ってくるというような認識でよろしいのか、その辺をちょっとお答えいただけますか。

○小池子ども施設課長 麹町仮住宅の完成が来年の8・9月ということで聞いております。それまでの間は、住宅にお住まいの方々に関しては、そういった形でお住まいになっていただくということ間違いございません。で、内装の解体ということをやりたいということが、その4・5・6月という形でやっていきたいと。区営住宅棟のほうに関しましては、児童館、保育園の部分に関しては、もう解体ができる状況になっているという状況がございますので、その部分、やっていきたいと。

それから、区営アパート等に関しては、今回、図書館のほうの内装解体をやっていきたいということで考えてございまして、お住まいの方々の状況に関しましては、十分配慮しながら、そういった形でやっていくということで考えてございまして、その4・5・6・7・8の間は、そういった形の内装の解体をやっていくというような形で、今、工事のほうと調整中でございます。

○河合委員 そうすると、移転の合意云々にかかわらず、工事はやっていきます、内装の工事はやるんだという理解でいいんですか。ちょっと、今、その辺がわからなかったんですけど。

○小池子ども施設課長 はい。大変申しわけございませんでした。合意ということでございますけれども、合意に関しては、その間も含めまして、丁寧に合意がもらえるようにやっていきたいというふうに考えてございますが、引っ越しということに関して、まあ、仮住宅ができたから、引っ越しの準備はできるんですが、引っ越ししたくないというような意思があった場合には、それは、当然、できる範囲というものが変わってくるんだろうというふうに考えます。

○河合委員 えっ。できる範囲。（「できる範囲……」と呼ぶ者あり）

○永田委員長 子ども施設課長。

○河合委員 あ、はい、はい。

○小池子ども施設課長 はい。じゃあ、申しわけございませんでした。お引っ越しの準備ができるということで、まずはお引っ越しをしていただくということが、まず大前提になります。その際に、引っ越しをしたくないということで、もちろん丁寧に説明は申し上げますけれども、引っ越ししたくないというようなことがあった場合には、解体という、

送付31-10 （仮称）四番町公共施設整備を慎重に進めることを求める陳情

全体の解体ができないということになろうかなと思います。

○河合委員 うん。そういうことになるね。はい、はい。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 先ほどの説明で、（発言する者あり）住んでいらっしゃる方、また近隣住民、利用者の説明についても、今後必要だと、なってくるというふうなことを先ほどおっしゃいましたけれども、住民の方は個別にやっていたらいいんですけど、例えば、利用者、近隣の方々への説明となると、前回の説明会でも、これで終わりじゃないよね、また説明会を開いてくださいねという意見もあったというふうに聞きましたけれども、そういったのをまた開催する、開くということではよろしいんですか。

○小池子ども施設課長 説明会という形ということで、ということとは別としまして、お住まいの方々、それから利用者の方々、それから近隣の方々、それぞれのご事情に応じて、「ご事情」と呼ぶ者あり）丁寧に対応していきたいということをご説明申し上げております。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 子ども施設課のほうで交渉しているんですか。違いますよね。

○小池子ども施設課長 早期周知条例に基づく説明会に關しましてということにはなりますが、交渉ということになりますとあれなんですけども、その、それぞれに応じてやっているということがございます。住宅にお住まいの方々に関しては、もちろん住宅課のほうでやっているというのが現実としてございまして、利用者の方々に関しては、保育園、児童館に関しては、子ども部のほうで対応するというところになろうかなと思います。

で、近隣の方々ということになるんですが、それはご事情に応じてという形になってございまして、電波障害であるとか、それから工事の、ということに関しては、施設経営課のほうになります。私どもとしましては、子ども部のほうでこの計画全体のこととなりますので、一緒に、そういったことに関しては、近隣の方々に関しては一緒にやるという形になってございます。

○たかざわ委員 お住まいの方に関して、今どういう状況で——この住宅に住んでいらっしゃる方、で、どういう交渉をして、どういうふうになっているんだというのがわからないと、これ、このまま、何というんでしょうか、話し合いがつかないですと行っちゃうと、今度は保育園の問題も出てくるわけですよ。そうすると、もう、今度はまた保育園が行き場所がなくなっちゃったら、どうしたらいいんだろうという話にもなってくるんで、その辺は本当に、まあ、住宅課がないからあれなんですけども、きちっと対応して、どういう状況かというのがわかってこない、ねえ、何も判断というのができないと思うんですけどもね。子ども部が所管しているという話ですけども、やっているところは、やっぱり違うわけでしょう。うん。で、その辺、きちっともう、連携をとってやっていただかないと、（発言する者あり）うん、ちょっと、この話というのは先に進まないんじゃないかと思うんですけどね。いかがですかね。

○大矢子ども部長 今、たかざわ委員おっしゃったように、保育園、児童館が既に四番町の仮園舎のほうに行っております。したがって、必ず戻ってこなければならぬという状況ですので、なるべく、戻ってくるには、早く戻ってきたほうが良いという状況です。

で、現在、解体新築工事の契約に関しては、1定の、第1回定例会で議案として出す予

定でございますので、当然、この議案が通って、なるべく早く、もう議案が通ったということで内部解体が始まってくるということで、全体的に、この、進めていくには、議案を通した上で、内部解体等も含めて進めていく。そういう中で、住宅課のほうでは、現在お住まいの方と精力的に話を進めながら、一刻でも早く、まあ、大半の方は、まず間違いなく平河町のほうの住宅に引っ越してくるんでしょう。細かいことまではこちらはわかりませんが、もしまだ交渉中ということであれば、そこは現在も交渉中でございますので、なるべく早く、もう保育園、児童館は引っ越しておりますので、契約議案を通した上で、内部解体等を進めて、なるべく早く解体ができる体制を整えて、一刻も早く、解体をして建築に着手していきたいというふうに思っておりますので、そういう意味では全体の調整はとっております。

また、早期周知条例、これは一般的には、区の建物に限らず、あらゆる建物に対応していますので、その高さの範囲で当然回っておりますので、一般論で言えば、日照の範囲のところには、日陰対策はどうするのか。騒音はどうするのか。工事中の騒音を含めてですけども。あるいは、電波障害等々、近隣対策それぞれ日照とか騒音とか、それぞれ、日陰になる場所が違ってきますので、あるいは電波障害が出てくる場所も違ってきますので、個々それぞれの丁寧な対応というのは、それぞれの日照ですとか電波障害ですとか騒音ですとか、それぞれの、風害とかを含めまして、それぞれの近隣の対応というのは異なってきますので、それぞれに個々に丁寧に対応していくということでございます。したがって、総合的には、子ども部のほうで連携をとりながら、全体として一刻も早く進めていきたいなというふうに思っております。

○たかざわ委員 進めたいのはわかるけど。（発言する者あり）

○永田委員長 小野委員。

○小野委員 はい。ちょっとこの陳情の中身についてご質問させていただきます。もしかしたら、きょう、道路公園課の方はいらっしゃらないんですね。

この陳情の趣旨のところですとか言葉の端々に、例えば「不意に行われた」だとか、「印象を受けます」ですとか、あと、裏面を見ると、裏面の4番ですね。「東郷公園同様、問題を長引かせる」というところから始まりまして、「あいまいな計画」とか書いてあります。区としては、きちんと計画を立てて、状況によっては前後することもあるのかもしれませんが、例えば、この間の決算でもそうですし、こうした委員会でもそうです。私自身も、いろんな過去のもを見て、意外と細やかに、かなりの回数を経てここまで来ているんだなということは理解ができました。ただ、ここでやりとりをしていることが、全くもって、この陳情を上げられている方を含めて、周りの方々には理解がされていないというか、そもそも伝わっていないんだなと。だから、「不意に行われた」とか。そもそも不意に行われるような、そんな計画というのはないはずなので、きちんと予算が計上されるに当たっては、しっかりと、しかるべきことをやった上で、東郷公園の改修と使用中止にもなっているはずで。

そこで、ちょっとこれ、お伺いしたいんですけども、今後こうしたことを進めていく中で、毎回、聞いていなかったとかということになりがちなので、何とかその情報をもっと少しきちんと伝えるべきがないものかということで、第3回定例会のときの一般質問でもさせていただきました。今、東郷公園の前を通ると、九段のこどもひろばの案内はある

送付31-10 （仮称）四番町公共施設整備を慎重に進めることを求める陳情

んですけれども、なぜ、今、中断されているのかとかいう記載は、やっぱりないんですね。何かしらの方法で、きちんと計画に沿って、または理由があってとまっているんだということをわかるように知らせなければいけないと思うんですけれども、このあたりについてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○永田委員長 一旦休憩します。

午前11時30分休憩

午後 1時45分再開

○永田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

午前中、陳情審査しておりました、四番町公共施設整備を慎重に進めることを求める陳情について、お諮りしたいと思います。

この陳情中の1)から3)については、当委員会の中で、ただいま議論をし、一定の結論、説明を受けられたと思います。で、特に問題となっている4)につきましても、各委員の皆様から再三指摘がありましたとおり、所管外の住宅部分にかかわることがあったため、当委員会としても可能な限り十分に議論をしたということで、1)から3)を含め、本日の議事録を添付して陳情者にお返しするということにして、4)につきましても、所管外となりますので、企画総務委員会のほうで議論をしていただくよう、企画総務委員長に申し入れることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、当陳情につきましても、ただいまをもちまして終了させていただきます。